

富山大学人間発達科学部附属小学校いじめ防止対策基本方針

富山大学人間発達科学部附属小学校

平成31年4月（平成26年4月作成）

（下線部分は平成30年4月以降の加筆・修正部分）

1 附属小学校 学校教育目標

**奇跡の星「地球」に生きる、
心豊かでたくましく創造的な人間の育成**

2 附属小学校いじめ防止対策基本方針について

（1）目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

富山大学人間発達科学部附属小学校では、学校、保護者、大学、地域と協力し、いじめ問題の克服に取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）13条に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的に推進するため、「附属小学校いじめ防止対策基本方針」を策定した。

（2）理念

- ① いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななくてはならない。
- ② いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、児童が理解できるように行うことが必要である。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であり、学校、家庭、大学だけでなく、市や県、国、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指して、連携して取り組むことが大切である。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の機器を通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必

要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断されるいじめの場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じているかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出すことによって達成されるものである。

4 **学校及び学校の職員の責務（いじめ防止対策推進法 第8条を受けて）**

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、大学、地域、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、該当児童を守り、いじめの早期解決のため適切且つ迅速にこれに対処する責務を有する。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童に大きな影響力をもつとの認識のもと、児童一人一人について理解を深めるとともに、児童との間に信頼関係の構築に努めなくてはならない。

5 **組織**

(1) **いじめ防止対策委員会（いじめ防止対策推進法 第22条による）**

- ・ 定例会（7月、2月に開催）
- ・ ケース会議（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

① **目的**

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設定する。

② **役割**

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があったときに緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者と

の連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

- ・本校のいじめ防止対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・本校のいじめ防止対策基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・本校のいじめ防止対策基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止対策基本方針の見直しを行う役割

③ 構成員

役 職	氏 名	分 担	備 考
校長	片岡 弘	総括	
副校長	曲師 政隆	総括	
校内教頭	阿久津 理	対応主任	
生徒指導主事	土合 真祐	調査・対応	
学年主任	各学年主任	調査・対応	
養護教諭	佐野 朋子	調査・対応	
特別支援教育コーディネーター	桶本 佳江	調査・対応	
スクールカウンセラー	根塚 明子		心のケア
関係教員		調査・対応	

④ 年間計画

前 期		後 期	
4月	・いじめに関する校内研修（共通理解） ・学園合同生徒指導部長会議	10月	・いじめに関する校内研修（共通理解）
6月	・Q-U調査 ・学校生活に関するアンケート① ・教育相談	11月	・学校生活に関するアンケート②
7月	・いじめ対策委員会定例会 ・学校評価 ・個別懇談会 ・いじめに関する校内研修（4月～7月の児童の様子を中心に）	12月	・教育相談 ・個別懇談会 ・いじめに関する校内研修（9月～12月の児童の様子を中心に）
		1月	・学校評価
8月	・いじめに関する校内研修（事例研修）	2月	・いじめ対策委員会定例会 ・学校生活に関するアンケート③
9月	・いじめに関する校内研修（前期の統括、後期に向けて見直し）	3月	・いじめに関する校内研修（総括・次年度に向けての見直し、引き継ぎ） ・小・中連絡会、幼・小連絡会

※上記のほかに、必要に応じて、必要なメンバーを招集してケース会議を開催する。また、職員会議（隔回）の際に気になる児童の情報交換をし、情報を全教員で共有する。

※必要に応じて、PTA（ふたば会）執行部、学校評議員、心理・福祉等の専門的知識を有する大学職員、弁護士、医師等を追加する。

※いじめ対策委員会（定例会・ケース会議）の構成員は守秘義務を負う。

6 いじめの未然防止

(1) 教育活動全体を通して

- ① 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、児童に啓発する。児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ② 特別活動、学校行事を通して、学級の問題について自分たちで解決できるよう指導したり、学級・学校の仲間と1つのことを成し遂げるよさや自分の存在感を味わう場を設けたりする。
- ③ 研究主題「深い学びの実現に向けた教育課程の創造」のもと、児童一人一人の考え方が尊重され、仲間と一緒に考えを練り上げながら、仲間と問題を解決することのよさを味わう授業を通して学ぶ喜びや自己有用感を感じることを積み上げていくようにする。
- ④ 児童の創意工夫した児童会活動等を行い、仲間とよりよい生活をつくっていくようにする。集団の一員としての自覚をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学級風土をつくる。
- ⑤ いじめ（の未然防止）について研修会を行い、共通理解を図る。日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つようにする。また教職員の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を図る。

(2) 道徳教育を通して

- ① 道徳の授業を通して、道徳教育に資する充実に努め、全教師の協力のもと研修体制を整える。
- ② 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした道徳の全体計画を作成する。

(3) メディアリテラシー教育を通して

- ① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネット等の機器を使うことができる力を身に付けさせるようにするとともに、情報モラル教育を進め、保護者にも理解、協力を求めていく。必要に応じて、情報機器等の正しい使い方教室などを実施する。

(4) 地域や家庭等との連携

- ① 日ごろから、学校でのいじめ未然防止の取組を発信するなどして家庭への啓発活動を行う。
- ② 事例や取組を共有して、附属学校園間の連携の充実に努めるとともに、いじめの未然防止等の対策が一体的に行われるようにする。

7 いじめ早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 教科担任制のメリットを生かし、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを認知するようにする。
- ② 定期的（6月・12月・2月）に、アンケート調査、教育相談、Q-U調査を行い、また日常の観察による声かけを実施し、個別の状況把握に努める。なお、アンケート調査は、児童が本校及び中学校を卒業するまで、生徒指導主事が保管する。
- ③ 職員会議の際に、学級で気になる児童の情報交換をし、情報を全教員で共有し、いじめの定義やいじめ未然防止の重要性等を再確認する。
- ④ 学習中のみならず、休み時間等の雑談等で児童の様子に目を配ったり、日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握する。
- ⑤ 児童からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

(2) 相談窓口等の組織体制

- ① 定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- ③ 安心して学校、教職員に相談できる雰囲気づくりに努め、児童の個人情報については対外的な取り扱いの方針を明確にして適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ① 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 附属学校園との連携を図り、早期発見に取り組む。特に、進学時期の連携を密にする。

8 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① いじめを発見、または、相談・通報を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し組織的に対応する。いじめを認知した教職員は、学年主任、生徒指導主事に報告・相談し、生徒指導主事は速やかに事実確認し、校内教頭、副校長、校長に連絡をする。各教職員は、いじめに係る情報を記録、報告する。また、その報告については当該児童が中学校を卒業するまで保管する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう指導し、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全には十分配慮をする。
- ④ いじめを行う児童に対して、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守るという観点から、警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たるようにする。いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

(3) 被害児童への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。またできる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を整える。また安心

して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室で指導するなど、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者等の外部専門家の協力を得るようにする。

- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家の協力を得て再発防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

9 再発防止

※いじめの解決とは→「3 いじめの定義」を参照

(1) 被害児童又はその保護者への支援

- ① 継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ② 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(2) 十分な効果を上げることが困難な場合

- ① 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

10 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

① 重大事態の意味

いじめにより、当該児童の「生命、身体又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発生した場合
- いじめを理由に相当期間学校を欠席している場合（30日を目安）

② 被害児童の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた児童の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかに富山大学人間発達科学部長に報告し、富山大学の学長を通じて文部科学大臣へ報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止を図るために行う。
- 重大事態が発生した場合には、富山大学に報告し、富山大学は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 調査の主体は、本校が主体となっていく場合と富山大学が主体となっていく場合が考えられる。
- ※ 従前の経緯や事案の特性、被害児童又は保護者の訴え等を踏まえ、本校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生を防止に必ずしも十分な結果を得られないと富山大学が判断する場合や本校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、富山大学において調査する。
- 本校が主体となる場合であっても、富山大学は、本校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

富山大学または本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。

※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門的な知識及び経験を有するものであって、当該事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 富山大学が調査主体となる場合、必要に応じて「附属機関（いじめ問題調査委員会）」を設置し、調査を行うための組織とする。
- 本校が調査主体となる場合、本校のいじめ防止対策委員会を活用し、第三者（外部の専門

家等）を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。

○ 重大事態であると判断する前の段階で、本校が設置するいじめ防止対策委員会が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

○ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○ 調査の実施は、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。

○ 調査を実施するに当たり、富山大学・本校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。

○ 富山大学又は本校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○ 調査により把握した情報の記録は、当該児童が附属中学校を卒業するまで適切に保管する。

（２）調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

○ 富山大学又は本校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、当該児童やその保護者に対して説明する。

○ 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。

○ 情報の提供に当たっては、富山大学又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

○ 調査に先立ち、アンケート等の結果については、被害児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生や保護者に説明する。

○ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童保護者と確認する。

○ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童に対して説明を行うことを検討する。

○ 富山大学は、本校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

本校に係る調査結果及びその後の対応方針について、富山大学学長を通じて文部科学大臣に報告・説明する。

①の説明を踏まえて、被害児童又はその保護者が希望する場合には、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて文部科学大臣に送付する。

富山大学は、このことを予め被害児童・保護者に対して伝える。